

京都市告示第 23 号

平成28年4月1日京都市告示第36号の一部を次のように改めます。

令和3年4月1日

京都市長 門川 大作

「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、第1項中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)